

【申告に必要なもの】

共通必要物
(還付申告の場合) 申告者本人の口座がわかるもの
マイナンバーカード または番号確認書類(申告者の個人番号を確認できる書類)及び身元確認書類(運転免許証など)

所得に関する事項	
給与所得、公的年金所得がある方	それぞれの源泉徴収票(原本)
事業所得、農業所得、不動産所得がある方	総収入金額及び必要経費の内訳を記載した収支内訳書
配当所得、株式譲渡所得がある方	各種所得を証明する書類
個人年金等の雑所得	
保険満期返戻金等一時所得のある方	

所得控除に関する事項	
生命保険料	支払いを証明する書類
地震保険料	
社会保険料	
小規模企業共済等掛金	
医療費 ※セルフメディケーション税制とどちらか一方のみ選択できます。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費控除の明細書(受診者・病院ごとに分けて合計額を記載したもの) ・医療費通知 ・医療費を補填された金額の分かるもの
セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) ※医療費控除とどちらか一方のみ選択できます。	セルフメディケーション税制の明細書 (薬局などの支払先ごとに合計額を記載したもの)
寄附金	<p>寄附先からの寄附金の受領証など</p> <p>※ふるさと納税ワンストップ特例を選択している方が申告を行う場合は、特例が無効となるため、すべての寄附金の申告が必要です。</p>
障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・各障害者手帳、療育手帳等 ・要介護認定者に対する控除を受ける場合は「障害者控除対象者認定書」(福祉課で発行)
勤労学生	各学校等の長から交付を受けた在学証明書、学生証等の書類の写し
その他所得控除	必要書類については税務署もしくは税務課までお尋ねください。

税額控除に関する事項	
住宅ローン控除	
住宅ローン控除申請が2年目以降の方	税務署の発行する「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」もしくは「住宅借入金計算明細書」
	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（借入先の金融機関等が発行した原本）
令和5年中に新築もしくは新築した家屋を購入し、初めて申告する方	共通書類（一般住宅を取得された方）
	家屋の登記事項証明書（原本）（法務局で交付を受けられます。） ※敷地の取得に係る住宅ローンのある方は、敷地の登記事項証明書も必要
	家屋の工事請負契約書(写)、売買契約書(写)などで家屋の新築（取得）年月日、請負代金又は取得対価の額及び契約年月日を明らかにする書類 ※敷地も購入された方は、敷地の売買契約書（写）などで、敷地の取得年月日及び取得対価の額を明らかにする書類も必要
	住宅取得等資金の贈与の特例（「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「相続時精算課税選択の特例」）を受けた額を明らかにする書類（贈与税申告書の写しなど）
	金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」※2か所以上から交付を受けている場合は、その全ての証明書
	国又は地方公共団体から受ける補助金等の名称や金額を明らかにする書類（住民票に異動のない場合）入居年月日を明らかにする書類
	認定長期優良住宅を取得された方
	長期優良住宅建築等計画の認定通知書（写） ※計画の変更の認定を受けた場合は、変更認定通知書（写）が必要
	住宅用家屋証明書（写しでも可）又は認定長期優良住宅建築証明書
	低炭素建築物を取得された方
	低炭素建築物新築等計画の認定通知書（写） ※計画の変更の認定を受けた場合は、低炭素建築物新築等計画変更認定通知書（写）が必要
	住宅用家屋証明書（写しでも可）又は認定低炭素住宅建築証明書
	ZEH水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅を取得された方
・建築士が作成する住宅省エネルギー性能証明書（原本） ・登録住宅性能評価機関が作成する建設住宅性能評価書（写） のいずれか	
その他の場合	別途税務署までお問い合わせください。
その他の税額控除	別途税務署までお問い合わせください。